

## 国民健康保険

お問合せ  
国保年金課国保係  
☎ 885-0340 (内) 117

### 病院のかかり方 〜平成28年4月から 変わること

#### 入院した時の食事代

入院をしたときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、一食あたりの食費の一部を自己負担することになっています。この自己負担を標準負担額と言います。

平成28年4月より、所得区分が「一般」の方の標準負担額が、一食あたり260円から360円に引き上げられます。  
\*それ以外の区分の方は変更ありません。

#### ▼食事の標準負担額

##### 【一般】

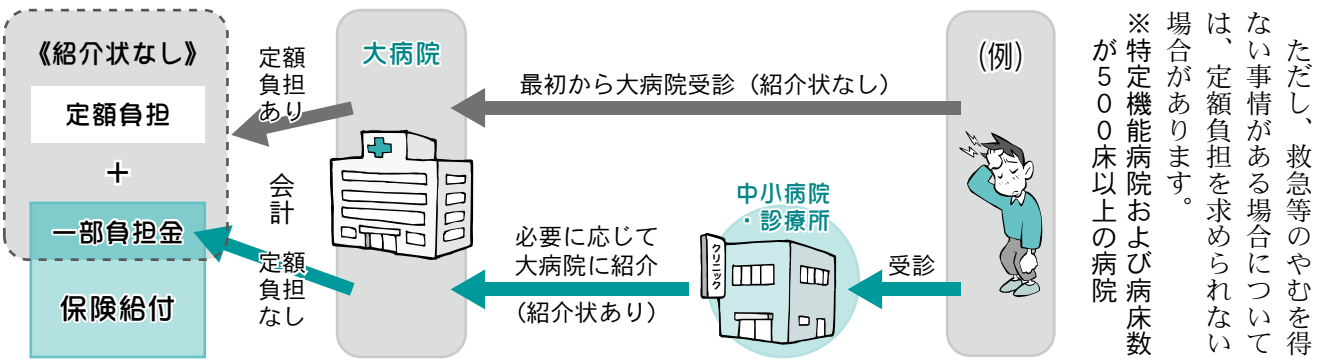
◇該当する方 住民税を課税されている方（以降2つの区分に該当しない方）

- ◇負担額 360円
- 【住民税非課税世帯・低所得Ⅱ（70歳以上の方）】
- ◇該当する方 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、低所得Ⅰに該当しない方
- ◇負担額
  - ・過去1年間の入院日数が90日以内 210円
  - ・過去1年間の入院日数が91日以上 160円
- 【低所得Ⅰ】
- ◇該当する方 70歳以上の方で、同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方。
- ◇負担額 100円

#### 紹介状なしで 大病院を受診すること



医療機関における外来の機能分化を進めるため、紹介状なしで大病院（※）の外来を受診する場合、診療費の一部負担金（1/3割）に加えて一定の費用を自己負担することになりました（定額負担）。



## 国民年金

お問合せ  
国保年金課年金係  
☎ 885-0340 (内) 116

### 平成28年度の国民年金 保険料が決定しました

平成28年度（平成28年4月〜平成29年3月）の国民年金保険料は、月額1万6260円（前年度から月額670円引き上げ）になりました。なお、付加保険料は月額400円に変更はありません。

#### 国民年金保険料の 様々な割引制度

##### 《口座振替による割引》 〜お得で便利な口座振替〜

毎月の保険料は、通常翌月末が納期限となっておりますが、当月末に金融機関等の口座から引き落とす早割制度で納付すると、月額50円の割引となります。なお、残高不足で口座から引き落としが出来なかった場合は割引がなくなり、通

常の口座振替に切り替わりますので、ご注意ください。  
口座振替での前納割引制度は、早割、6ヵ月前納、1年前納、2年前納があります。

##### 《現金払いによる割引》

今年度12ヵ月分の保険料を5月2日までに現金で納付すると、3460円の割引となり、19万1660円になります。（1年前納）

また、4月から9月までの半年分を5月2日までに現金で納付すると、790円の割引となり、9万6770円になります。なお、10月から翌年3月までの半年分についても同様の割引となり、年間になると、15800円の割引となります。（6ヵ月前納）

この他、任意の月から年度末までの分を前納することも可能です。

##### 《クレジットカード納付による割引》

現金払いによって納付する場合と同様の前納割引制度は適用されますが、口座振替の早割制度は適用されません。

詳しくは、土浦年金事務所（☎825-1170）にお問い合わせください。